**平成２１年（フ）第１５０号**
山口県下関市一の宮町３丁目２―17　泰平ビルフローラ209、住民票上の住所山口県下関市長府中之町３番４号
債務者　村上　杏子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第１６５号**
山口県下関市秋根南町１丁目５番28―502号東京アーストンビルＮＯ．２、前住所山口県下関市長府新四王司町10番29号
債務者　植本ルミ子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第１８９号**
山口県下関市大字田倉271番地１　グリーンハイツ田倉Ａ203号、前住所山口県下関市長府松小田中町９番47号
債務者　光田　政美
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第１９７号**
山口県下関市綾羅木本町６丁目19番34号
債務者　入佐　康裕
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第２０１号**
山口県下関市山の田北町３番Ｎ―315号　県営住宅、前住所山口県下関市宝町30番１―203号
債務者　後藤　由希（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第２１１号**
山口県下関市幡生宮の下町20番３―201号寿美コーポＡ、前住所山口県下関市東大和町２丁目13番22―41号
債務者　山中　和浩
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２１年（フ）第２３号**
沖縄県石垣市字登野城146番地　田場方
債務者　平良サダ子
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
那覇地方裁判所石垣支部

**平成２１年（フ）第２４号**
沖縄県石垣市字登野城146番地　田場方
債務者　大村　政幸
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
那覇地方裁判所石垣支部

**平成２１年（フ）第１２０号**
宮城県遠田郡涌谷町小塚字中野二75番地
債務者　大石　信也
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２０年（フ）第３９６号**
福井県越前市氷坂町第24号１番地の８
債務者　與力　明美
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２５１号**
福井県あわら市大溝２丁目５番25―401号馬場第２団地、旧住所福井県あわら市下金屋第29号23番地62
債務者　玉井まさみ
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第５５号**
岐阜県各務原市那加不動丘２丁目32番地１ベルテ不動丘302
債務者　石田加奈子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第１８８号**
岐阜市鏡島1579番地２
債務者　高橋　愛子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第３２４号**
岐阜市領下1582番地２
債務者　曽我　由利（旧姓[illegible]田）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第３２８号**
岐阜県羽島市正木町森５丁目15番地２
債務者　岩佐　昌彦
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
岐阜地方裁判所

**平成２１年（フ）第１８８号**
徳島市国府町和田字表５番地―23号
債務者　上原美智子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１９０号**
徳島県板野郡藍住町住吉字若宮150番地７
債務者　野田　忠義
1　決定年月日時　平成21年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
徳島地方裁判所民事部